

(様式2)

## 指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和6年度】

※1～5:所管課記入、6:指定管理者記入、7～8:指定管理者、所管課及び指定管理者評価委員会記入

所管課	市民生活部文化スポーツ課
指定管理者	協立管理工業株式会社

### 1 施設名等

施設名	桜木町多目的広場
住所	釜石市甲子町第14地割64番120
電話番号	無し
ホームページ	無し

### 2 施設の概要

設置年月	平成22年10月	根拠条例等	釜石市体育施設条例(平成9年12月15日条例第19号)
設置目的	市民の心身の健全な発達と体力の向上に資するため。		
施設内容	多目的広場		
利用料金	利用料金無し		
営業日等	休業日無し、年365日利用可		
営業時間	営業時間無し(日の出から日没まで)		

### 3 指定管理者

指定管理者名	協立管理工業株式会社
選定方法	公募(応募者数: ) ・ 非公募(随意指定)
指定期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日 ( 3 年間)

### 4 指定管理料(決算ベース)

令和4年度(A)	令和5年度(B)	差(B)-(A)
(球技場と一括) 千円	(球技場と一括) 千円	千円

### 5 指定管理者が行う業務

①施設の積極的な利用の促進に関する事②施設の利用許可及び利用料金の収受に関する事③施設及び備品等の管理に関する事④諸設備の維持管理に関する事⑤施設の安全対策に関する事⑥有事の際の、施設の災害時等の利用に関する事
---

### 6 利用実績等

#### (1) 利用実績

(単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	486	569	452	323	264	233	378	163	0	0	0	0	2,868
令和6年度(B)	274	427	411	380	0	455	318	167	0	0	0	0	2,432
増減数(B)-(A)	-212	-142	-41	57	-264	222	-60	4	0	0	0	0	-436
主な増減要因等	利用者は桜木町周辺のソフトボールチームやグラウンドゴルフチームで大部分が高齢者である。チーム構成メンバーの減少などで利用者数が減となった。												

#### (2) 利用料金収入

(単位:円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増減数(B)-(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な増減要因等	利用無料により収入無し												

#### (3) 利用料金の見直し状況(対前年度比)

見直しの有無	有 ・ 無
(有の場合)見直し内容	

(4) 営業日・時間の見直し状況(対前年度比)

総営業日数	令和5年度 : 366日
	令和6年度 : 365日
総営業時間	令和5年度 : 4,392 時間
	令和6年度 : 4,380 時間
見直しの有無	有 ・ <input type="radio"/> 無
(有の場合)見直し内容	

(5) サービス向上のため実施した内容

公園の様に誰もがいつでも自由に立ち入れる施設である。雑草が生えることから、担当者が点検しながら草抜き、枯れ枝等の除去をおこなった。川砂を購入し、グラウンド脇に置き、利用団体が適宜、グラウンド整備できるようにしている。

(6) 利用者の主な声とその対応状況

車の乗り入れを禁止して欲しい⇒ 南側駐車場側に車止めを設置するのは難しい。  
草刈りの徹底(利用者が積極的に清掃している状況)⇒ 協立本社機動班が入り草抜き等で対応している。

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じて加除修正してください。

評価項目	指定管理者	評価	所管課	評価	指定管理者評価委員会最終評価
施設の目標に沿った管理運営	良好に遂行できた	A	概ね良好な管理運営となっている	B	B
平等な利用の確保	良好に確保できた	A	概ね良好に確保されている	B	B
利用者サービス向上の取り組み	良好に取り組んだ	A	常駐職員はいないが、概ね良好な施設管理となっている	B	B
自主事業の実施	-	-	-	-	-
職員・管理体制	良好に遂行できた	A	常駐職員はいないが、概ね良好な管理体制となっている	B	B
収支状況	-	-	-	-	-
今年度の取り組み	良好に遂行できた	A	利用者の協力を得ながら概ね計画的な施設管理となっている	B	A
総合評価	良好に管理運営ができた	A	概ね適切な管理運営となっている	B	B

(評価分類) A : 仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。  
B : おおむね仕様書等の内容とおりの成果があり、適切な管理運営が行われている。  
C : 仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。  
D : 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 効果と課題

項目	指定管理者	所管課	指定管理者評価委員会
制度の効果	指定管理料を活用して、川砂の配置などができた。市直営時に揃えられなかった備品や消耗品の購入も検討していきたい。	誰もが利用しやすい施設となるよう、今後も利用者との調整を行いながら抜かりない管理運営をお願いしたい。	誰もが利用しやすい施設となるよう、今後も利用者の意見を丁寧に確認しつつ、適切な調整と確実な管理運営に努めてほしい。
施設の管理運営の課題	誰もがいつでも自由に立ち入れる施設であり、管理する者が常駐していないため、定期的な点検や草刈り、除草などの作業が必要となっている。協立本社機動班が入り、草抜き等で対応している。利用者の自主的な整備を促していきたい。	施設管理を適切に行うためにも定期的な状況確認は必要であり、今後も継続して実施してほしい。施設運営については、今後も地域の方々と協力しながら実施してほしい。市としても今後の施設管理の在り方を検討していきたい。	適切な施設管理のためには、定期的な状況確認が欠かせないことから、今後も継続して実施していただきたい。また、施設運営にあたっては、引き続き地域の方々との連携を図りながら取り組んでいただきたい。